(平成5年法律第88号)、 ②規制の設定又は改廃に係る政省令等を策定する過程における手続を定める「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)、 ③民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについて予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できる手続を定めた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)が整備されている。国の行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、これらの法律等が適正かつ円別に運用されていく必要がある。このため、これらの法律等の施行状況を主な指標として設定する。 主な指標等												
(①行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定める行政手続法 (平成5年法律第88号)、(2)規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)、 スレス改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)、 3民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについて予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できる手続を定めた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)が整備されている。国の行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、これらの法律等が適正かつ円滑に運用されていく必要がある。このため、これらの法律等の施行状況を主な指標として設定する。					円滑な運用				行政手続·制度 調査室			
行政手続法の施行状況	施策の概要		①行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定める行政手続法(平成5年法律第88号)、②規制の設定又は改廃に係る政省令等を策定する過程における手続を定める「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)、③民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについて予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できる手続を定めた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)が整備されている。国の行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、これらの法律等が適正かつ円滑に運用されていく必要がある。このため、これらの法律等の施行状況を主な									
1					目標値	目標年度						
意見提出手続の実施状況 対象案件 対象案件 対象案件 対象案件 対象案件 対象案件 対象案件 対象外案件 対象条件 対象外案件 対象外案件 対象外案件 対象外案件 対象外案件 対象外条件 対象性 対象外条件 対象外条件 対象外条件 対象外条件 対象外条件 対象外条件 対象外条件 対象外条件 対象外系件 対	主な指標の状況				I	l	①審査基準の設 ②標準処理期間 86.6% ③処分基準の設 (本省等:20機関	基準の設定率:本省等80.6%、地方支分部局93.5% 処理期間の設定率:本省等64.7%、地方支分部局 基準の設定率:本省等67.7%、地方支分部局79.7%				
施状況 事業名 概 要 15年度 16年度 17年度 予算執行を主 とするもの 項目 改正行政					I	I	対象案件 501件 対象外案件 249件	対象案件 486件 対象外案件 370件	対象案件 611件 対象外案件 493件			
不算執行を主とするもの 項目 改正行政 手続法の 声続法の 前度の企画・ 運用を主とするもの 制度の企画・ 運用を主とするもの 制度の企画・ 運用を主とするもの が、 、					1	1	20件	23件	集計中			
施策の主な実施手段の企画・運用を主とするもの は、大沢沢 では、			事業名	概	要		15年度	16年度	17年度			
の主な実施手続法の おより では、	施											
主な			項目 概 要									
	主な実施手段の状	運用を主とす	改手施けた準	する事項を定めた「行政手続法の一部を改正する法律」が平成17年6月に公布され、平成18年4月1日より施行されることとなった。 これに伴い、意見公募手続の実施を義務付けない特例を定める行政手続法施行令の改正、意見公募手続及びその結果の公示を行う方法について定める総務省告示の制定、意見公募手続等の運用に当たって留意すべき事項をまとめた行政管理局長通知の発出(各府省等官房長等宛て)等を行った。 また、各省説明会を開催(平成18年2月)した(各府省等から各2~3名、全都道府県から各~2名、合計約120名程度参加)。 一般法たる行政手続法の規定をそのまま適用することが適切でない処分等について、個別法で特例措置を規定する際に、案の段階でその理由・内容等が適切であるかどうかの審査								

		1				
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概 要			
施策の主な実施手段の状況			平成17年度に、行政手続法の施行状況調査を実施し、各府省等の行政手分に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況、これらを公に法、聴聞・弁明手続の状況、行政指導の状況などについて調査した(結果の年度)。	してい	る状況	兄·方
			分、不利益処分、行政指導、届出編)の作成(国民向け)、行政手続法研修 政機関職員向け)、総務省ホームページにおける行政手続法Q&Aや照会器 行った。	用DVI 窓口の	Oの作 掲載 ^に	成(行 等を
		廃に係る 意見提出	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続について、各府省等における実数、実施内容(意見募集期間、提出された意見の数、周知の方法等))などる果を総務省記者クラブへの資料配布及び総務省ホームページへの掲載によた、各府省等から提出された調査票をそのまま冊子として取りまとめ、各機関	を調査 より公表	し、そ 表した	の結 。ま
			法令適用事前確認手続について、各府省等における実施状況(実施件数的案件の内容、回答までに要した日数等))などを調査し、その結果を総務省資料配布及び総務省ホームページへの掲載により公表した。			
		行政手続 制度に関 する疑義 照対応	行政手続法、規制の設定又は改廃に係る意見提出手続、法令適用事前码 する各府省等及び国民からの電話、文書等による疑義照会に対応した。	笙認手	続なと	ic関
	(業務改善へ	の取組状	況)			
	l	(課題等(の状況)			
		引き続き、続法の施る状況の	行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。特に、行政手行状況調査で明らかになった実態を踏まえ、審査基準が未設定となってい解消に向けた取組みや、インターネット上での審査基準等の公表の推進に組みを一層効果的なものとしていくことが課題である。	P		事
本施策に関する課 題等の状況		部を改正すかつ円滑をアップする	设定又は改廃に係る意見提出手続」の趣旨を引き継ぎ、「行政手続法の一 する法律」(平成17年法律第73号)により規定された意見公募手続等の適正 な運用を確保していくため、各府省における同手続の実施状況をフォロー らとともに、同手続の周知活動を続けていく必要がある。	F	制	
		円滑な運	各府省等における行政機関における法令適用事前確認手続の適正かつ 用を確保していくため、各府省における同手続の実施状況をフォローアップ に、同手続の周知活動を続けていく必要がある。	F	制	事
本施策に関する専門家の意見等						
本施策に関する主な資料		「規制の部 「行政機関	た法の施行状況に関する調査結果-国の行政機関-」(平成18年5月総務省 設定又は改廃に係る意見提出手続の実施状況」(平成17年9月総務省行政管 間による法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)の実施状だ)」(平成17年6月総務省行政管理局)	理局)	